

改正概要説明書

国名： フィンランド

法令名： 意匠規則

改正情報： 2011年4月14日命令 No. 357 により改正された 1971年4月2日命令 No. 252
2011年5月1日施行

改正概要：

今回の規則改正は、フィンランド意匠法において、出願公告制度から登録公告制度に、登録前異議申立制度から登録後異議申立制度に変更されたこと、及びフィンランドが 2011年5月にヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟したことによる意匠法の改正に基づくものである。

主な改正事項は以下の通りである。

1. 意匠の創作者と出願人が異なる場合には、旧規則では意匠に関する権利が創作者から出願人に譲渡されている旨の証明書を別途提出する必要があったが、出願人が願書においてその旨の確認の記載をすれば足りるものと改正した(第2条第2-3段落)。
2. 出願内容の開示を繰り延べることができる対象を登録前の「意匠開示書類の公告」から登録後の「意匠登録及び公告」に変更した(第6条)。
3. ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に伴い、出願の新規性審査の範囲となる先行意匠について、従来の国内意匠及び欧州共同体意匠に加え、ヘーグ協定ジュネーブアクトによる国際登録に係る意匠も先行意匠の範囲に含めた(第13条)。
4. 意匠出願が先の特許出願及び商標出願と抵触する場合、抵触が解消するまで後の出願の処理を繰り延べることができるとの規定を削除した(第14条第2文)。
5. 出願公告制度から登録公告制度への改正に伴い、標題及び文言を修正し、ヘーグ協定ジュネーブアクト経由で出願された意匠の国際登録番号も公告の対象に含めるとともに、創作者、登録所有者等の住所等を公告の対象から除外した(第15条)。
6. 登録前異議申立制度から登録後異議申立制度に変更したことに伴い、文言等について所要の修正を行った(第16条)。
7. 優先権に関する規定(第9-11条)、意匠登録簿に関する規定(第20, 21, 23条)、ライセンスに関する規定(第25, 26条)が規則から意匠法に移行されたことにより、当該規則の条文を削除した。

改正内容：

・第2条（意匠登録の出願書類）

意匠の創作者と出願人とが異なる場合、旧第3段落(3)で出願書類の付属書類とされていた「意匠が出願人以外の者により創作された場合は、当該出願人の権利を証明する書類」を削除し、第2段落の出願書類の記載事項として、項目(3)に「意匠が出願人でない者により創作されている場合は、意匠権は出願人に移転されている旨の出願人による確認」を挿入し、その後の項目番号を繰り下げた。

また、「付属書類」を「添付書類」と文言を修正した。

・第3条（出願書類及び添付書類の言語）

出願書類及び添付書類の言語に関し、第2文において、出願人が外国人である場合に「出願書類及び添付書類」をフィンランド語で作成すべき書類であることを明確にした。

・第6条（意匠登録出願に関する出願登録簿）

出願登録簿に記録される事項のうち、項目(8)の出願人が繰延を請求しているか否かを記入する対象である「意匠開示書類の公告」を「意匠登録及び公告」に変更し、登録内容を一定期間開示しないことができることとした。

・第9-11条（優先権）(削除)

優先権に関するこれらの規定が意匠法の規定(第8a-8c条)に移行されたのに伴い、条文を削除した。

・第13条（意匠の新規性に係る審査）

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に伴い、第2項を「特許庁は、新規性に関する審査については、関係出願の出願日より前になされた国内登録出願、及び意匠登録簿に記入されているか又は登録が抹消された意匠を含めて行う。審査はまた、出願日前になされていること国際登録出願及び国際意匠登録(いずれもフィンランドを指定するもの)を含むものとする。」と変更し、出願の新規性審査の範囲となる先行意匠について、従来の国内意匠に加え、ヘーグ協定ジュネーブアクトによる国際登録に係る意匠も先行意匠の範囲に含める改正をした。

・第14条（先の出願との抵触）

後の出願が先の出願と抵触する場合、後の出願の処理を繰延することができる対象の先の出願の範囲から特許出願と商標出願を除外した(第14条第2文の削除)。

・第 15 条（意匠登録公告に含める事項）

出願公告から登録公告への改正に伴い、標題を「登録出願の公告」から「意匠登録の公告」に変更した。

公告する事項として項目(2)に「国内又は国際登録の登録番号」を挿入し、ヘーグ協定ジュネーブアクト経由で出願された意匠の国際登録番号を追加して、その後の項目番号を繰り下げた。

また、創作者、登録所有者、代理人の住所等を公告事項から除外した。

・第 16-19 条（異議申立手続）

第 16-19 条の標題として「異議申立手続」を追加した。

第 16 条において、登録前異議申立制度から登録後異議申立制度に改正されたのに適合するよう、「登録出願に対する異議申立」を「意匠登録に対する異議申立」に変更する等、文言の修正をした。

第 18 条においても同様に「出願人」を「登録所有者」に変更した。

第 19 条を、登録公告制度に適合するよう、「登録出願の審査中であるが異議申立期間外に、特許庁が審査にとって重要性のある書類の提出を受けた場合は、特許庁は、出願人にその旨を通知する。」を「異議申立の所定の期間前に、特許庁が意匠登録について重要性のある書類の提出を受けた場合は、特許庁は所有者にその旨を通知する。」に変更し、情報提供の時期を「異議申立の所定の期間前」とし、また、情報提供があった場合の通知先を「所有者」と修正した。特許庁が情報提供者に対して異議申立ができる旨を告知する際の時期も「意匠の登録後」と変更した。

・第 20 条, 第 21 条, 第 23 条（意匠登録簿）

意匠登録簿についての規定を意匠法に移行したことに伴い、第 20 条は削除された。また、第 21 条の規定の内容は規則から意匠法第 23a 条に移行され、第 23 条が引用する意匠法第 23 条が削除されたため、第 21 条及び第 23 条は削除された。

・第 25 条, 第 26 条（ライセンス）

実施許諾に関し、第 25 条を意匠法第 23b 条に、第 26 条を意匠法第 23c 条に移行したため、規則の条文は削除された。

・第 27 条（意匠登録更新の意匠登録簿への記載）

意匠法第 25 条により登録が更新されると公告されるが、更新の公告事項から意匠権者の住所を削除した。

・第 36 条（登録出願及び当該出願の処理等に関するより詳細な規則に係る規定）

「特許庁は、登録出願及び当該出願の処理，登録意匠に関する事項，意匠登録簿，並びに意匠保護に関する事項の公告について，更に詳細な規則を定めるものとする。」との旧条文を削除した。

・施行日

末尾に設けられた「施行及び修正の適用」において改正規則は 2011 年 5 月 1 日から施行する旨が付け加えられた。